

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部及び監査担当事務室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部に部長を、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>(共通事務部)</p> <p>第5条 別表2第3欄に掲げる部局に係る共通の事務を処理させるため、同表第1欄に掲げる共通事務部を置き、共通事務部に同表第2欄に掲げる課又はセンターを置く。</p> <p>2 前項の共通事務部に<u>部長</u>を、課に課長を、センターにセンター長を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 別表2第3欄に掲げる部局の事務を処理させるため、同表第4欄に掲げる部局事務部又は部局事務室を置き、部局事務部に同表第5欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長(医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては<u>部長</u>。以下同じ。)を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長(医学部附属病院事務部及び附属図書館事務部にあっては副事務部長。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>第7条 第5条第2項の<u>部長</u>、課長又はセンター長と、前条第2項の事務長、課長若しくは室長、同条第3項の副事務長又は同条第4項の事務室長は同一人が兼ねることができる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 事務本部に置く部の部長及び監査担当事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下に部及び監査担当事務室の事務を掌理し、共通事務部の<u>部長</u>は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2 次長は、当該部長の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(事務本部)</p> <p>第4条 事務本部に、別表1左欄に掲げる部、<u>プロボストオフィス</u>及び監査担当事務室を置き、部に同表右欄に掲げる課又は室を置く。</p> <p>2 前項の部に部長を、課に課長を、<u>プロボストオフィス及び室</u>に室長を置く。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(共通事務部)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 前項の共通事務部に<u>事務部長</u>を、課に課長を、センターにセンター長を置く。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>(部局事務部等)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 前項の部局事務部に事務長(<u>医学研究科事務部</u>、<u>医学部附属病院事務部</u>及び<u>附属図書館事務部</u>にあっては<u>事務部長</u>。以下同じ。)を置き、課に課長を、室に室長を置く。</p> <p>3 前項に定めるもののほか、部局事務部に副事務長(<u>医学研究科事務部</u>、<u>医学部附属病院事務部</u>及び<u>附属図書館事務部</u>にあっては副事務部長。以下同じ。)を置くことができる。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>第7条 第5条第2項の<u>事務部長</u>、課長又はセンター長と、前条第2項の事務長、課長若しくは室長、同条第3項の副事務長又は同条第4項の事務室長は同一人が兼ねることができる。</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 事務本部に置く部の部長、<u>プロボストオフィス</u>室長及び監査担当事務室長は、総長及び担当理事又は副学長の監督の下に部、<u>プロボストオフィス</u>及び監査担当事務室の事務を掌理し、共通事務部の<u>事務部長</u>は、別表2第3欄に掲げる部局の長の監督の下に共通事務部の事務を掌理し、部局事務部及び部局事務室の長は、当該部局の長の監督の下に当該事務組織の事務を掌理する。</p> <p>2 次長は、当該部長又は<u>事務部長</u>の職務を助け、当該事務組織の業務を整理する。</p> <p>3～6 (同 左)</p>

改正前

7 専門員は、当該部長、課長等、事務長等又は事務室長（以下「部長等」という。）の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。

8～10 （略）

（中略）

（事務本部の所掌事務等）

第11条 事務本部に置く課及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。

（共同事務部の所掌事務等）

第12条 共同事務部における所掌事務及びその分掌は、部局の事務については別表2第3欄に掲げる部局の長及び同表第4欄に掲げる部局事務部及び部局事務室の長と、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する部局事務部及び部局事務室の長と協議等のうえ当該共同事務部の部長が定めるものとする。

（部局事務部の所掌事務等）

第13条 部局事務部又は部局事務室における所掌事務及びその分掌は、部局の事務については当該部局事務部又は部局事務室が事務を所掌する部局の長が、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する共同事務部の長と協議等のうえ当該部局事務部又は部局事務室の長が定める。ただし、部局の事務について、別表2第3欄に複数の部局が掲げられている部局事務部にあっては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとする。

（中略）

別表1（第4条関係）

部・室	課・室
（略）	
研究推進部	研究推進課 産官学連携課
監査担当事務室	—

改正後

7 専門員は、当該部長、事務部長、課長等、事務長等又は事務室長（以下「部長等」という。）の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。

8～10 （同左）

（事務本部の所掌事務等）

第11条 事務本部に置く課、プロボストオフィス及び室における所掌事務及びその分掌は、総長が別に定める。

（共同事務部の所掌事務等）

第12条 共同事務部における所掌事務及びその分掌は、部局の事務については別表2第3欄に掲げる部局の長及び同表第4欄に掲げる部局事務部及び部局事務室の長と、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する部局事務部及び部局事務室の長と協議等のうえ当該共同事務部の事務部長が定めるものとする。

（部局事務部の所掌事務等）

第13条 部局事務部又は部局事務室における所掌事務及びその分掌は、部局の事務については当該部局事務部又は部局事務室が事務を所掌する部局の長が、学系又は学域の事務については当該関係学系又は学域の長並びに当該学系又は学域の事務を処理する共同事務部の事務部長と協議等のうえ当該部局事務部又は部局事務室の長が定める。ただし、部局の事務について、別表2第3欄に複数の部局が掲げられている部局事務部にあっては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

部・室	課・室
（同左）	
研究推進部	研究推進課 産官学連携課
プロボストオフィス	—
監査担当事務室	—

改正前				
別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
(略)				
医学・病院構内共通事務部	経理・研究協力課	医学研究科	医学研究科事務部	—
		医学部附属医院	医学部附属医院事務部	(略)
		放射性生物研究センター	放射性生物研究センター事務部	—
(略)				

別表3 (第8条関係)			
1 組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
総務部	個人情報保護及び情報公開に係る事務に関し、法務室長を助け、及び管理すること。	法務室情報公開主幹	総務部法務室長
		(略)	
(略)			
本部構内(文系)共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内(文系)共通事務部長
医学研究科事務部	医学研究科における教育改革について、医学研究科事務長を助け、及び整理すること。	医学研究科副事務長(教育改革担当)	医学研究科事務長
高等研究院	(略)		

改正後				
別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通事務部	2 課・センター	3 部局	4 部局事務部・事務室	5 課・室
(同左)				
医学・病院構内共通事務部	経理・研究協力課	医学研究科	医学研究科事務部	総務企画課 教務課
		医学部附属医院	医学部附属医院事務部	(同左)
		放射線生物研究センター	放射線生物研究センター事務部	—
(同左)				

別表3 (第8条関係)			
1 組織	2 特命事項	3 設置組織・職	4 必要事項を定める者
総務部	個人情報の分析及び管理並びに危機管理関係規則、行動計画等の策定に係る事務に関し、総務部長を助け、及び管理すること。	企画管理主幹	総務部長
		個人情報保護及び情報公開に係る事務に関し、法務室長を助け、及び管理すること。	法務室情報公開主幹
(同左)			
(同左)			
本部構内(文系)共通事務部	当該構内における図書事務の改革について、当該共通事務部長を助け、及び整理すること。	図書担当課長	本部構内(文系)共通事務部長
高等研究院	(同左)		

改正前							改正後						
別表4 (第9条関係)							別表4 (第9条関係)						
事務組織	設置組織・職						事務組織	設置組織・職					
	課長補佐、 室長補佐、 又はセンター 長補佐	事務 長 補 佐	専 門 員	掛 及 び 掛 長	専 門 職 員	主任		課長補佐、 室長補佐、 又はセンター 長補佐	事務 長 補 佐	専 門 員	掛 及 び 掛 長	専 門 職 員	主任
(略)							(同 左)						
第4条から 第6条に定 める課、室 及びセンタ ー	○		○	○	○	○	プロポスト オフィス並 びに第4条 から第6条 に定める 課、室及び センター	○		○	○	○	○
別表5 (第14条関係) (略)							別表5 (第14条関係) (同 左)						